

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	国家戦略特区における所得控除制度の創設
内閣02	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設
内閣03	国際戦略総合特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設
内閣04	地方拠点強化税制（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度）の拡充
内閣05	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長
内閣06	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長
内閣07	国際戦略総合特区における所得控除制度の延長
内閣08	特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置の創設

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国家戦略特区における所得控除制度の創設	行政機関名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における所得控除制度の創設 (国1) (法人税:義) (地1) (法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	法人実効税率の引き下げに係る議論を踏まえつつ、国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する一定の法人について、当該事業による所得金額の一定割合を課税所得から控除できる制度を創設するとともに、所要の規定を整備する。 <検討事項> ・所得控除率 ・地方公共団体の負担軽減措置 ・対象となる事業及び区域の範囲 等
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成 29 年度末まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 (我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である)</p> <p>国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】 ① 国家戦略特区の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2013年15位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」(日本再興戦略(平成26年6月24日))</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 各特区における区域計画の目標達成状況 なお、国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)では、区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済的社会的効果など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、できる限り具体的なものとして設定することとされている。 また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能。</p>
		8 有効性等	<p>① 適用数等 本税制は新設要望であり、現時点での適用実績は無い。 さらに、本制度の対象となる事業の範囲や所得控除率等について現在検討中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。</p> <p>② 減収額 本制度は新設要望であり、現時点での適用実績は無い。 さらに、本制度の対象となる事業の範囲や所得控除率等について現在検討中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難である。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度) 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。 本税制は新設要望であることから適用実績はなく、また本制度の対象となる事業の範囲や所得控除率等について現在検討中であることから、政策目的の実現状況の分析は現時点では不可能である。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度) 規制緩和と法人税を含む税制等によって、特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。 本税制は新設要望であることから適用実績はなく、また本制度の対象となる事業の範囲や所得控除率等について現在検討中であることから、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の分析は現時点では不可能である。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度) 本要望が実現しなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度) 本要望の実現によって、国家戦略特区において先行して大胆な税制措置や規制緩和等の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内外への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が一層促進されることで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生し、競争の激化する東アジアにおける日本の立地競争力の回復(対日投資促進)と規制緩和を活用したニュービジネスの創出につながるが見込まれる。 ただし、本税制は新設要望であることから適用実績はなく、また本制度の対象となる事業の範囲や所得控除率等について現在検討中であることから、経済効果の分析は現時点では不可能である。</p>	
			9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。 また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制の措置は妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。 また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
			10 有識者の見解	—
			11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設	行政機関名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設 (国2)(法人税:義) (地2)(法人住民税、事業税:義) 【 <u>新設</u> ・延長・拡充】
2	要望の内容	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対し、法人税を軽減する措置を創設する。 <検討事項> ・税率水準 ・対象となる企業の範囲 等
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成29年度末まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 (我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である) 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】</p> <p>①国家戦略特区の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2014年19位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」(日本再興戦略(平成27年6月30日))</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>各特区における区域計画の目標達成状況</p> <p>なお、国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)では、区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済的社会的効果など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、できる限り具体的なものとして設定することとされている。</p> <p>また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能。</p>
		8 有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>本税制は新設要望であり、現時点での適用実績はない。さらに、本制度の対象となる企業の範囲や税率水準等について現在検討中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。</p> <p>② 減収額</p> <p>上述のとおり、本税制は新設要望であり、現時点での適用実績はない。さらに、本制度の対象となる企業の範囲や税率水準等について現在検討中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。</p> <p>本税制は新設要望であることから適用実績はなく、また本制度の対象となる企業の範囲や税率水準等について現在検討中であることから、政策目的の実現状況の分析は現時点では不可能である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>規制緩和と法人税を含む税制等により、特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出する。</p> <p>特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。</p> <p>本税制は新設要望であることから適用実績はなく、また本制度の対象となる企業の範囲や税率水準等について現在検討中であることから、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の分析は現時点では不可能である。</p> <p>しかしながら、「日本再興戦略2015」においてはKPIとして、「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率10%(現状約5%)を目指す」とする政府目標を掲げグローバル・ベンチャーネットワークの構築等によるマッチング支援や起業家教育の推進等の施策により、当該政府目標の達成を目指しており、国家戦略特区において、本税制措置が創設された場合には、</p>

			<p>創業初期のベンチャー企業の成長資金の確保等が見込まれることによる創業促進がこれらの施策の効果と相まって、政府目標の達成にも相当程度の寄与が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>本要望が実現しなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>また、上述のとおり、本要望は国家戦略特区目標の達成への寄与に加え、「開・廃業率10%を目指す」とする政府目標の達成に対し相当程度の寄与が見込まれており、本要望が実現しなければ、結果として政府の開・廃業率10%目標の向上に十分に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>本要望の実現により、国家戦略特区における創業が活発化することで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれ、ベンチャー企業等による新産業の創出、ひいては国家戦略特区における「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の創出につながることが見込まれる。ただし、本税制は新設要望であり、適用実績はなく、また本制度の対象となる企業の範囲や税率水準等について現在検討中であることから、経済効果の分析は現時点では不可能である。</p>
		9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。特に、起業促進に係る具体的事例に即して言えば、我が国の開業の現状を会社の設立登記数で見れば2012年には約9万件の設立登記件数が存在し(中小企業白書2015)、区域に限られる国家戦略特区と言っても、これらを倍増させる政府目標の達成に向けて、個別の申請行為等が必要となる補助金によることは申請者の事務負担及び行政コスト増大の観点から妥当とは言えない。なお、国家戦略特区においては、例えば福岡市において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等の4規制の特例措置を活用した起業等スタートアップ支援のための「雇用労働センター」とワンストップ窓口等の機能を持つ「スタートアップカフェ」を2014年11月に設置しており、これら規制の特例措置を活用した事業と相まって十分な相乗効果が発揮し得ることから、本税制措置は妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p>

		<p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際戦略総合特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設	行政機関名	内閣府
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ④ 将来の適用数等
将来の適用数（平成30年度）が予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額について、本租税特別措置の適用を受ける事業者の想定される1社当たりの市税（法人市民税（所得割・均等割）、固定資産税、都市計画税及び事業所税）及び府税（法人府民税（所得割・均等割）及び法人事業税（所得割・付加価値割・資本割））の税額が示されていると説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかになっていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況（平成30年度）が予測されていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、「事後的な効果検証としては、当府において、税制の適用金額を特区自治体から集約する仕組み（照会）を有しており、当税制を用いた新規設備投資金額の事後把握は可能である」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかになっていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

関西イノベーション国際戦略総合特区からの聞き取りにより、平成28年度に大阪市内2件・大阪市外4件、29年度に大阪市内4件の本租税特別措置の適用数を見込んでいる。

大阪市内に立地する本租税特別措置の適用を受ける事業者は、市税（法人市民税（所得割・均等割）、固定資産税、都市計画税及び事業所税）、府税（法人府民税（所得割・均等割）及び法人事業税（所得割・付加価値割・資本割））に関し、5年間の全額免除とその後5年間の50%減免を受ける。大阪市外に立地する同事業者は、府税（法人府民税（所得割・均等割）及び法人事業税（所得割・付加価値割・資本割））に関し、5年間の全額免除とその後5年間の50%減免を受ける。

関西イノベーション国際戦略総合特区から、本租税特別措置の適用を受ける事業者の想定される1社当たりの市税（法人市民税（所得割・均等割）、固定資産税、都市計画税及び事業所税）及び府税（法人府民税（所得割・均等割）及び法人事業税（所得割・付加価値割・資本割））の税額が示されており、それを対象件数で掛け合わせる（平成28年度以降は大阪市内2件・大阪市外4件、29年度以降は大阪市内4件）ことによって、10年間で18億1,697万円の地方税の減収額を試算した。

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

本要望の実現により、10社程度の企業進出を見込んでおり（関西イノベーション国際戦略総合特区からの聞き取り）、その結果、約150億円の新規設備投資が生まれることが見込まれる。

平成27年3月の経済産業省調査報告書「平成26年度地域経済産業活性化対策調査 今後の企業立地等施策に関する方策検討調査事業報告書」のp.45において、事業所の新増設、移転に関し、1社当たりの設備投資額の平均が、約15億円であると示されており、10社×約15億円により、約150億円の新規設備投資が生じると試算した。

事後的な効果検証としては、当府において、税制の適用金額を特区自治体から集約する仕組み（照会）を有しており、当該税制を用いた新規設備投資金額の事後把握は可能である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設 (国3)(法人税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	現行制度では、法人税の損金の対象となる地方税を軽減した場合、その軽減額は法人税の課税所得となり、国税の対象となる。地方自治体の独自の取組として、特定国際戦略事業を実施する事業者の地方税を軽減しても、その軽減額(損金算入となる地方税分)の法人税率分については、国税の増額となり、その効果が減殺される。 そこで、特定国際戦略事業を実施する事業者の法人税に関して、地方自治体が損金算入となる地方税を軽減した場合に、その軽減額分を損金とみなして、法人税の課税所得を計算する特例措置を設ける。
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 5. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 各国際戦略総合特別区域において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 【特区目標の例：関西イノベーション国際戦略総合特区】 関西のリチウムイオン電池等新型蓄電池の輸出額 1,299億円(平成25年)→1,985億円(平成28年) ※大阪府等において、「新エネルギー分野」「ライフ分野」等の事業者に対して法人事業税等の減免措置を実施している。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展 ・各特区における企業の新規立地件数 <p>また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地方自治体が、自らの努力により地方税を減免させる場合に、国税においても所要の措置を講じることにより、民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>関西イノベーション国際戦略総合特区において、10件の適用見込み（関西イノベーション国際戦略総合特区からの聞き取り、大阪市内2件 大阪市外8件）。関西イノベーション国際戦略総合特区以外では、地方自治体による独自の地方税減免の措置がなされていないため、適用見込みは0件。</p>
		② 減収額	<p>年間 43 百万円 〈算定根拠〉</p> <p>関西イノベーション国際戦略総合特区にて、10件の適用見込みであり、これら事業者は、地方税である、法人府民税、法人事業税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税の減税を受けることができる。これによって、10年間で18億1697万円の地方税の減収が見込まれているが、これは、平均すると1年あたり、1億8170万円の地方税減収となる。</p> <p>地方税を減免した場合に、国税において所要の調整措置をとった際、地方税の軽減額に法人税率を乗じたものが国税減収見込みとなることから、1億8170万円×23.9%＝43百万円が国税の減収額となる。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成28年度以降）</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。本要望の実現により、10社程度の企業進出を見込んでおり（関西イノベーション国際戦略総合特区からの聞き取り）、設備投資や雇用者数、製造品等出荷額が増加することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成28年度以降）</p> <p>規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。本要望の実現により、10社程度の企業進出を見込んでおり（関西イノベーション国際戦略総合特区からの聞き取り）、その結果、約150億円の新規設備投資が生まれることが見込まれる。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成28年度以降）</p> <p>租税特別措置が新設されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成28年度以降）</p> <p>本要望の実現により、年間43百万円の租税減が推計されるが、関西イノベーション国際戦略総合特区内に10社程度の企業進出と約150億円の新規設備投資が生まれることが見込まれていることから、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生すると分析できる。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地方税の軽減相当額を補助金で交付したとしても、補助金に対しても法人税が課税されてしまうため、補助金の効果が減殺されてしまう。地方税の軽減効果を低減させないためには、租税措置を講じる必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>総合特区制度においては、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置が設けられている。</p> <p>規制の特例措置は、総合特区の目的に資する事業を進めるにあたり支障となる国の規制について、国と地方との協議を通じ、緩和を図っていくものである。財政・金融の支援措置は、総合特区に関する計画の実現に向け、各府省庁の予算制度等を重点的に活用するものである。</p> <p>したがって、国際競争力のある産業拠点整備を目指す、本税制措置とは目的、役割が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地方拠点強化税制（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度）の拡充	行政機関名	内閣府
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「多くの企業の地方拠点の強化及び移転を後押しするものと期待される」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「地方において多くの安定した良質な雇用を創出することが見込まれる大企業等の地方拠点の強化及び移転が一層促進され、企業立地の誘発による企業活動の活発化、雇用創出による消費活動の活発化が図られる」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地方拠点強化税制(雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度)の拡充 (国7)(法人税:義) (地4)(法人住民税:義) 【新設・延長・ 拡充 】
2	要望の内容	地方拠点強化税制により拡充される雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられるよう所要の調整措置を講ずる。
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 雇用促進税制の創設 平成25年度 雇用促進税制の拡充(税額控除限度額を引き上げ) ※所得拡大促進税制の創設 平成26年度 雇用促進税制の延長 ※所得拡大促進税制の拡充(要件の緩和) 平成27年度 雇用促進税制の拡充(地域再生計画の認定地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乘せ措置として拡充)
6	適用又は延長期間	平成29年度末まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・地域再生法(平成十七年四月一日法律第二十四号) 第1条に「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」と規定。 第5条に「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」が位置づけられている。</p>

		<p>・まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年度12月27日閣議決定) 「地方への新しい人の流れをつくる」ための施策として、「企業の地方拠点強化等」が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. 地域活性化の推進 ④ 地域再生計画の認定等
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (2020年までの5年間で ・本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加 ・地方拠点における雇用者数を4万人増加 ※まち・ひと・しごと創生総合戦略KPIとして設定 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本税制は、地域再生法に基づき、地方活力向上地域特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた法人等(以下「認定事業者」という。)が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域において特定業務施設を整備する際の支援措置として講じられるものである。 地域再生計画では、その目標として①地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定件数及び②当該計画の実施による雇用創出件数を掲げることとしている。 地域再生計画の目標は、地域再生基本方針により進捗状況の把握及び効果の検証を行うこととなっており、進捗状況の把握のなかで上記指標①②を測定する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 企業の地方拠点の強化及び移転により、安定した良質な雇用の創出を実現することにより、特に若い世代の地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、地方への新たな流れを生み出すことが期待され、政策目的である「東京一極集中の是正」及び「地域経済の活性化」の実現に寄与するものである。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 本税制は拡充ではあるものの、平成27年度に創設されたものであり、現時点では適用実績はない。 また、本制度の対象となる事業の範囲や税額控除率等について現在検討中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。</p> <p>② 減収額 本税制は拡充ではあるものの、平成27年度に創設されたものであり、現時点では適用実績はない。 また、本制度の対象となる事業の範囲や税額控除率等について現在検討中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難である。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成31年度) 本税制は拡充ではあるものの、平成27年度に創設されたものであり、現時点では適用実績はないため、実現状況の分析は出来ていない。 しかしながら、本税制の適用を受ける前提となる地域再生計画の作成について、多くの都道府県が作成の意向を示していることから、企業の地方拠点の強化及び移転により、地方における安定した良質な雇用の創出が期待される。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>本税制は拡充ではあるものの、平成27年度に創設されたものであり、現時点では適用実績はないため、実現状況の分析は出ていない。</p> <p>しかしながら、本税制の適用を受ける前提となる地域再生計画の作成について、多くの都道府県が作成の意向を示していることから、同様に多くの企業の地方拠点の強化及び移転を後押しするものと期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>本税制は、法人全体の雇用者数を10%以上増加させる等の要件を満たした場合は、1人当たり50万円を税額控除、雇用者数の増加が10%未満の場合は1人当たり20万円を税額控除、さらに移転を伴うのであれば、これらに加え、1人当たり30万円を税額控除するものである。</p> <p>しかし、大企業等にあっては、本税制より有利となり易い「所得拡大促進税制」を選択するケースもあるため、本要望が認められることで、特に多くの安定した良質な雇用を創出する大企業等においてインセンティブとなることが見込まれ、地方拠点の強化及び移転が一層期待されるものである。</p> <p>このため、本要望が認められない場合、大企業等の地方拠点の強化や移転が円滑に行われないことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本要望の実現により、上述のとおり、地方において多くの安定した良質な雇用を創出することが見込まれる大企業等の地方拠点の強化及び移転が一層促進され、企業立地の誘発による企業活動の活発化、雇用創出による消費活動の活発化が図られる。</p> <p>ただし、本税制措置は拡充要望ではあるものの、平成27年度に創設されたものであり、現時点では適用実績はなく、また、対象となる事業の範囲や税額控除率等について現在検討中であることから、現時点で具体的な効果を分析することは不可能である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するためには、事業者にとって大きな負担となる雇用等に伴う初期費用を軽減することが有効であるが、本税制について規定する地域再生法はその目的において、「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」としていることから、個別の事業者の地方拠点の強化及び移転に伴う雇用に対し、国が補助金を交付するよりも、自治体の地域再生計画に沿った地方拠点の強化及び移転に対し本税制を措置する方が、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化という法目的と、より整合的である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するため、本税制のほか、以下の「設備投資に対する税制措置」、「債務保証制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資に対する税制措置は、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において特定業務施設となる建物等を取得等した場合に特別償却又は税額控除を行うことができる税制措置である。 ・債務保証制度は、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うものである。

		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の自治体であっても、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の自治体並に、不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するものである。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長	行政機関名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税、固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ④ 将来の適用数等
将来の適用数及び適用額（固定資産税）について、「各特区へのアンケートを基に推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「達成状況等の測定及び評価については、国家戦略特区法上、国・地方・民間の三者が共同で区域会議において評価を行うこととされており、事後検証を含む評価結果等についても、国家戦略特別区域基本方針を踏まえ、適切に評価・公表することとしたい」と説明されているが、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

将来推計（固定資産税）

平成 29 年度	適用法人見込数：3 法人 適用投資見込額：1,885 百万円（取得 2 年目資産含む）
30 年度	適用法人見込数：3 法人 適用投資見込額：2,505 百万円（取得 2 年目及び 3 年目資産含む）
31 年度	適用法人見込数：4 法人 適用投資見込額：5,917 百万円（取得 2 年目及び 3 年目資産含む）
32 年度	適用法人見込数：3 法人 適用投資見込額：4,172 百万円（取得 2 年目及び 3 年目資産）
33 年度	適用法人見込数：1 法人 適用投資見込額：3,552 百万円（取得 3 年目資産）

延長要望期間である平成 28 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日までの取得見込資産について、各年度 1 月 1 日現在かつ新たに課税されてから 3 年度分が対象となることを勘案し算定
なお、現行期限（平成 28 年 3 月 31 日）中に取得見込みの資産についても、29 年度及び 30 年度へ算入している。

適用法人見込数及び適用投資見込額ともに各特区へのアンケートを基に推計

⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

将来推計（固定資産税）

平成 29 年度減収見込額：	9.97 百万円
30 年度減収見込額：	8.99 百万円
31 年度減収見込額：	24.34 百万円
32 年度減収見込額：	11.98 百万円
33 年度減収見込額：	6.13 百万円

延長要望期間である平成 28 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日までの取得見込資産について、各年度 1 月 1 日現在かつ新たに課税されてから 3 年度分が対象となることを勘案し下記計算式により算定

なお、現行期限（平成 28 年 3 月 31 日）中に取得見込みの資産についても、29 年度及び 30 年度へ算入している。

(計算式)

耐用年数：4 年（全て開発研究用器具備品のため）

取得 1 年目減価残存率：0.781

取得 2 年目以降減価残存率：0.562

・取得 1 年目計算式：評価額(取得価額×減価残存率)×1/2×1.4%

・取得 2 年目以降計算式：評価額(前年評価額×減価残存率)×1/2×1.4%

(算定に用いた数値)

平成 29 年度	取得 1 年目資産取得価額 (1,745 百万円) 取得 2 年目資産取得価額 (140 百万円)
30 年度	取得 1 年目資産取得価額 (620 百万円) 取得 2 年目資産取得価額 (1,745 百万円) 取得 3 年目資産取得価額 (140 百万円)
31 年度	取得 1 年目資産取得価額 (3,552 百万円) 取得 2 年目資産取得価額 (620 百万円) 取得 3 年目資産取得価額 (1,745 百万円)
32 年度	取得 2 年目資産取得価額 (3,552 百万円) 取得 3 年目資産取得価額 (620 百万円)
33 年度	取得 3 年目資産取得価額 (3,552 百万円)

資産取得価額は各特区へのアンケートを基に推計

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

達成状況等の測定及び評価については、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）上、国・地方・民間の三者が共同で区域会議において評価を行うこととされており、事後検証を含む評価結果等についても、国家戦略特別区域基本方針を踏まえ、適切に評価・公表することとしたい。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長 (国 10)(法人税:義) (地 7)(法人住民税、事業税:義)(固定資産税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p><現行制度の概要></p> <p>国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施者として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除ができる制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備：機械・装置（2千万円以上） （特定中核事業については4千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） （特定中核事業については2千万円以上） 建物・附属設備・構築物（1億円以上） <ul style="list-style-type: none"> ・特別償却の割合：取得価額の50% （特定中核事業については即時償却） （建物等は25%） ・税額控除の割合：取得価額の15%（建物等は8%） （当期法人税額の20%を限度とし、限度超過額は1年間繰り越し控除可） <p><要望内容></p> <p>国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10及び第68条の14において平成28年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成30年3月31日までとする。</p>
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度：創設 平成27年度：拡充 (適用対象にインターナショナルスクール整備事業、革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業を追加)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、我が国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進</p>

		<p>することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である。</p> <p>国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点を形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】 ①国家戦略特区の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2015年19位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2014年4位)」(日本再興戦略(平成27年6月30日))</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 各特区における区域計画の目標達成状況 なお、国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)では、区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済社会的効果など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、できる限り具体的なものとして設定することとされている。 また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点を形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成26年度 認定計画に定められた事業数：1事業（関西圏） 適用法人数：なし 適用投資額：なし ※年度末（平成27年3月19日）に認定を受け、平成27年度適用見込</p> <p>平成27年度 認定計画に定められる事業見込数：2事業 適用法人見込数：3法人 適用投資見込額：265百万円 【特区ごとの内訳】 （関西圏）1事業、2法人、245百万円 （新潟市）1事業、1法人、20百万円</p>

	<p>平成 28 年度 認定計画に定められる事業見込数：4 事業 適用法人見込数：4 法人 適用投資見込額：3,720 百万円 【特区ごとの内訳】 (東京圏) 2 事業、2 法人、2,030 百万円 (関西圏) 2 事業、2 法人、1,690 百万円</p> <p>平成 29 年度 認定計画に定められる事業見込数：2 事業 適用法人見込数：6 法人 適用投資見込額：23,352 百万円 【特区ごとの内訳】 (東京圏) 0 事業、1 法人、6,030 百万円 (関西圏) 2 事業、5 法人、17,322 百万円</p> <p>各特区へ適用見込法人及び、各法人の投資見込額をヒアリングし、各年度で合算。(固定資産税の特例のみが適用される投資は含まれていない。)</p> <p>(事業数) 当該年度において区域計画の認定を受けた事業の数 (適用法人数) 認定を受けた事業に係る設備投資を行い、当該年度において特償又は税額控除を実施した法人の数</p>
② 減収額	<p>平成 26 年度減収額：なし</p> <p>平成 27 年度減収見込額：79 百万円 【特区ごとの内訳】 (関西圏) 72 百万円 (新潟市) 7 百万円 【税目ごとの内訳】 (法人税) 56 百万円 (法人住民税) 7 百万円 (地方法人税) 2 百万円 (法人事業税) 7 百万円 (地方法人特別税) 7 百万円</p> <p>平成 28 年度減収見込額：784 百万円 【特区ごとの内訳】 (東京圏) 501 百万円 (関西圏) 283 百万円 【税目ごとの内訳】 (法人税) 577 百万円 (法人住民税) 71 百万円 (地方法人税) 25 百万円 (法人事業税) 44 百万円 (地方法人特別税) 67 百万円</p> <p>平成 29 年度減収見込額：3,460 百万円 【特区ごとの内訳】 (東京圏) 625 百万円 (関西圏) 2,835 百万円 【税目ごとの内訳】 (法人税) 2,523 百万円 (法人住民税) 323 百万円 (地方法人税) 111 百万円 (法人事業税) 199 百万円 (地方法人特別税) 304 百万円</p> <p>各特区へ適用見込法人及び各法人の投資見込設備と見込額、特償見込又は税額控除見込についてヒアリングし、下記計算式によって算定。</p>

	<p>【減収額推計の計算式】 法人税=(特償実施額)×23.9%+(税額控除実施額) 法人住民税=(特償実施額)×23.9%×12.9% 地方法人税=(法人税)×4.4% 法人事業税=(特償実施額)×3.1%(平成 28 年度以降 1.9%) 地方法人特別税=(特償実施額)×2.9%</p> <p>特償実施額=H27:235 百万円 税額控除実施額=H27:なし H28:2,313 百万円 H28:24 百万円 H29:10,492 百万円 H29:15 百万円</p>
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年度～平成 29 年度) 平成 26 年 5 月に国家戦略特別区域が 6 区域指定され、1 年間に 17 回の区域会議を開催し、設備投資に係る課税の特例 1 事業を含む 50 事業について認定を行った。さらに本年 8 月 28 日には新たに 3 区域を地方創生特区として指定した(国家戦略特別区域の 2 次指定)。 これら新規指定特区を含め、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。</p> <p>本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、平成 26 年度から平成 29 年度までに 9 事業の認定、27,337 百万円の設備投資が見込まれており、これにより産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成がより推進されることとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年度～平成 29 年度) 国家戦略特区の活用により、民間からの具体的な事業や施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立させる。 本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備、民間主導の事業促進に繋がり、それに伴って達成目標である各ランキングの順位上昇へと導くことが可能となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年度～平成 29 年度) 租税特別措置が延長されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 28 年度～平成 29 年度) 本要望の実現により、2 年間で 4,244 百万円の減収が見込まれるものの、6 事業の認定、27,072 百万円の設備投資が見込まれている。この内、例えば A 社においては、1,150 百万円の革新的医療機器の開発・量産に係る設備投資により 20%のシェア獲得を目標とし、国内市場において 36,000 百万円の市場</p>

			<p>創出を見込んでいる。</p> <p>企業の設備投資・産業集積を促し、特区内における事業環境の整備を促進させる本税制は、日本のビジネス環境の向上・都市の国際競争力強化に大きく寄与し、それに伴い、達成目標である各ランキングの順位上昇が予測される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長	行政機関名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（各国際戦略総合特区において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
過去の適用数及び適用額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ③ 僅少・偏りの状況
過去の適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合を用いて説明されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「その他の各国際戦略総合特区においても概ね設定した目標よりも高い成果を挙げている」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「今後、引き続き各特区計画を着実に実行し、計画目標の達成を図る予定」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

特区へのアンケート調査は、各特区の実態をより詳細に把握するために、指定法人名、特定事業名、設備名、取得価額、事業内容等について取得年度ベースで行っており、確定申告年度ベースで行われている租特透明化法の実態調査結果とは必ずしも同じ結果になるものではない。

「算定の根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）」については、各特区の回答を単純に合計したものであるため特段記載していない。

「適用法人数」については、年度を経るごとに設備投資を行う企業が増加していることから、当該年度に確定申告を行った法人数よりも取得を行った法人数の方が多くなるもの

「適用額」については、評価書に記載しているものは「取得価額」、実態調査結果によるものは「税額控除額」であり、全く異なる数値である。

④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

特区へのアンケート調査は、各特区の実態をより詳細に把握するために、指定法人名、特定事業名、設備名、取得価額、事業内容等について取得年度ベースで行っており、確定申告年度ベースで行われている租特透明化法の実態調査結果とは必ずしも同じ結果になるものではない。

「算定の根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）」については、各特区の回答を単純に合計したものであるため特段記載していない。

「適用額」については、評価書に記載しているものは「取得価額」、実態調査結果によるものは「税額控除額」であり、全く異なる数値である。

⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

過去の減収額の実績の把握に当たっては、各特区の実態をより詳細に把握できるため、指定法人名、特定事業名、設備名、取得価額、事業内容等を調査した特区へのアンケート調査結果を活用した。

法人事業税、地方法人特別税については、外形法人を仮定して算出した。
なお、地方法人特別税については、課税所得に対する税率に換算して 2.9%としたもの

⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

法人事業税、地方法人特別税については、外形法人を仮定して算出した。
なお、地方法人特別税については、課税所得に対する税率に換算して 2.9%としたもの

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長 (国 11)(法人税:義) (地 8)(法人住民税、事業税:義) 【新設・ <u>延長</u> ・拡充】
2	要望の内容	<p><現行制度の概要></p> <p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人指定の期限:平成 28 年 3 月 31 日 ・対象設備:機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却の割合:取得価額の 50%(建物等 25%) ・税額控除の割合:取得価額の 15%(建物等 8%) (当期法人税額の 20%を限度とし、限度超過額は1年間繰越控除可) ・設備等取得の期間:法人指定の日から平成 28 年 3 月 31 日まで <p><要望内容></p> <p>総合特別区域法第 26 条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第 42 条の 11 及び第 68 条の 15 において平成 28 年 3 月 31 日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成 30 年 3 月 31 日までとする。</p>
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度:創設 平成 25 年度:拡充(適用対象に開発研究用の「器具・備品」を追加) 平成 26 年度:延長
6	適用又は延長期間	平成 28 年度及び平成 29 年度の2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 総合特別区域法第 1 条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】 ⑦総合特区の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 各国際戦略総合特区において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。</p> <p>【特区目標の例：アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区】 中部地域における航空機・部品の生産高 4,500億円（平成24年）→5,600億円（平成27年）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における計画の目標達成状況 ・各特区における新規設備投資額 ・各特区における企業の新規立地件数等</p> <p>当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>【適用法人数】 平成24年度（実績）27法人 平成25年度（実績）47法人 平成26年度（実績）61法人 平成27年度（見込）62法人 平成28年度（見込）29法人 平成29年度（見込）19法人 ※特区へのアンケートを基に推計</p> <p>【適用額】 平成24年度取得額（実績）270.7億円 平成25年度取得額（実績）294.3億円 平成26年度取得額（実績）765.6億円 平成27年度取得額（見込）708.7億円 平成28年度取得額（見込）208.6億円 平成29年度取得額（見込）45.5億円 ※特区へのアンケートを基に推計</p> <p>より詳細を把握できるため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区へのアンケートを活用。</p>

			<p>前回延長要望時（H25 事前評価書）の単年度あたり70法人の適用見込みに対し、平成26年度は61法人の適用実績を上げており、概ね見込み通りに適用されているものといえる。</p>										
		② 減収額	<p>平成24年度減収額（実績）29.4億円 平成25年度減収額（実績）37.4億円 平成26年度減収額（実績）97.4億円 平成27年度減収額（見込）86.8億円 平成28年度減収額（見込）24.9億円 平成29年度減収額（見込）9.4億円 ※特区へのアンケートを基に推計</p> <p>【減収額推計の計算式】 法人税＝（特償実施額）×25.5%（※1）＋（税額控除実施額） 法人住民税＝（特償実施額）×25.5%（※1）×12.9% 地方法人税＝（法人税）×4.4% 法人事業税＝（特償実施額）×4.3%（※2） 地方法人特別税＝（特償実施額）×2.9%</p> <table border="0"> <tr> <td>特償実施額＝H24:4,225百万円</td> <td>税額控除実施額＝H24:1,318百万円</td> </tr> <tr> <td>H25:5,405百万円</td> <td>H25:1,660百万円</td> </tr> <tr> <td>H26:14,078百万円</td> <td>H26:4,325百万円</td> </tr> <tr> <td>H27:13,135百万円</td> <td>H27:4,032百万円</td> </tr> <tr> <td>H28:3,834百万円</td> <td>H28:1,178百万円</td> </tr> <tr> <td>H29:1,458百万円</td> <td>H29:441百万円</td> </tr> </table> <p>※1 H27～H29は23.9%として推計 ※2 H27は3.1%、H28及びH29は1.9%として推計</p> <p>より詳細を把握できるため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区へのアンケートを活用。</p>	特償実施額＝H24:4,225百万円	税額控除実施額＝H24:1,318百万円	H25:5,405百万円	H25:1,660百万円	H26:14,078百万円	H26:4,325百万円	H27:13,135百万円	H27:4,032百万円	H28:3,834百万円	H28:1,178百万円
特償実施額＝H24:4,225百万円	税額控除実施額＝H24:1,318百万円												
H25:5,405百万円	H25:1,660百万円												
H26:14,078百万円	H26:4,325百万円												
H27:13,135百万円	H27:4,032百万円												
H28:3,834百万円	H28:1,178百万円												
H29:1,458百万円	H29:441百万円												
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～平成29年度） 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。</p> <p>例えば、前述のアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区についていえば、目標値に対し、平成25年度の目標達成率120%を実現するなど高い成果を挙げている。その他の各国際戦略総合特区においても概ね設定した目標よりも高い成果を挙げているところ。</p> <p>今後、引き続き各特区計画を着実に実行し、計画目標の達成を図る予定。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～平成29年度） 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p>										

			<p>例えば、前述のアジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区についていえば、本税制措置により、H24 年度～H25 年度に 64.2 億円の設備投資がなされ、上記平成 25 年度の目標達成率 120%の実現に大きく寄与した。その他の各国際戦略総合特区においても概ね設定した目標よりも高い成果を挙げているところ。</p> <p>今後、引き続き各特区計画を着実に実行し、計画目標の達成を図る予定。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 29 年度)</p> <p>租税特別措置が失われれば、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 29 年度)</p> <p>特区への調査結果によると、平成 24 年度～平成 26 年度における指定法人数が 124 法人、総設備取得額が約 1300 億円であった。租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資の実現につながったため、本特例措置には税收減を是認できる効果がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であるとする。</p> <p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p> <p>委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や投資税額控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。</p> <p>総合特別区域法第 5 条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際戦略総合特区における所得控除制度の延長	行政機関名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（各国際戦略総合特区において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ③ 僅少・偏りの状況
過去の適用数等が想定外に僅少でないことについて、前回評価時の将来推計等と比較した上で説明されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額（平成 28 年度及び 29 年度）が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「本要望の実現によって、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が一層促進されることで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区における所得控除制度の延長 (国 12)(法人税:義) (地 9)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p><現行制度の概要></p> <p>専ら特区内で認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を実施する指定特定事業法人について、その事業による所得の金額の20%を課税所得から控除できる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人指定の期限：平成28年3月31日 適用期間：法人指定の日から5年を経過する日までの期間内に終了する事業年度 主な要件：規制の特例措置等の適用、地方公共団体がその事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置実施 <p><要望内容></p> <p>総合特別区域法第27条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条及び第68条の63の2において平成28年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成30年3月31日までとする。</p>
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度：創設 平成26年度：延長（2年間）
6	適用又は延長期間	2年間
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】</p> <p>⑦ 総合特区の推進</p>

8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>各国際戦略総合特区において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。</p> <p>【特区目標の例：アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区】</p> <p>中部地域における航空機・部品の生産高 4,500億円（平成24年）→5,600億円（平成27年）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 各特区における計画の目標達成状況 各特区における新規設備投資額 各特区における企業の新規立地件数等 <p>当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置により我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。</p>
		① 適用数等	<p>活用実績</p> <p>平成24年度(実績) 適用なし 平成25年度(実績) 適用なし 平成26年度(実績) 適用なし 平成27年度(見込) 適用なし 平成28年度(見込) 1法人 平成29年度(見込) 1法人</p> <p>なお、平成28及び29年度の適用数(見込)については、特区への活用見込調査によるものだが、現在事業の計画段階であることから、適用額の推計は困難である。</p> <p>総合特区制度における「国と地方の協議」を通して、総合特区事業の推進に係る規制改革を一定程度実現することができたが、一方で、本税制における支援目的である産業競争力の強化に寄与する抜本的な規制提案と一体となったニュービジネスの創出につながる提案がなく、適用実績がなかった。</p>
		② 減収額	<p>減収額</p> <p>平成24年度減収額(実績) なし 平成25年度減収額(実績) なし 平成26年度減収額(実績) なし 平成27年度減収額(見込) なし</p> <p>なお、平成28及び29年度の減収額については、現在事業の計画段階であることから、推計は困難である。</p> <p>総合特区制度における「国と地方の協議」を通して、総合特区事業の推進に係る規制改革を一定程度実現することができたが、一方で、本税制における支援目的である産業競争力の強化に寄与する抜本的な規制提案と一体となったニュービジネスの創出につながる提案がなく、適用実績がなかった。</p>

	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度) 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。 なお、具体的には、平成28年度以降、グリーンアジア国際戦略総合特区(福岡県等)において燃料電池自動車普及のための水素ステーションの整備・運営事業についての活用が見込まれているところ。当該地域においては特区計画上水素ステーション整備を進めることとしており、これに寄与することが見込まれている。
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度) 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。 なお、特区計画に対する具体的な寄与については、上述のとおりである。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度) 租税特別措置が失われれば、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。
		《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度) 本要望の実現によって、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が一層促進されることで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる。 ただし、上述のとおり、平成24年度から27年度について減収はない。また、平成28年度以降については本税制の活用を予定している法人が現在事業の計画段階にあり、現時点での詳細な効果の推計は困難である。
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考えられる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。 委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。 一方、本税制措置は、法人実効税率の低減のための所得控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。
	③ 地方公共団体が協力する相	総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する

	当性	責務を有する。」とされている。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置の創設	行政機関名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率について、平成21年度から24年度にかけて、学校法人全体への寄附額は減少しているが、税額控除対象法人の個人現金寄附金額は、21年度118億円から24年度165億円と増加している。これは、税額控除導入による効果が表れていると考えられる。

なお、学校法人については、平成23年度から個人寄附への税額控除を導入している。

- (注) 1 文部科学省調べ。平成26年時点で税額控除対象法人の証明を受けていた学校法人の過去の個人現金寄附金額を比較したものの
 2 平成22年度分については東日本大震災の影響で調査を実施しておらず、23年度分は震災の影響による寄附が多かったため比較には用いていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定国立研究開発法人(仮称)への寄附に係る税制措置の創設 (国 15)(法人税:義)(所得税:外) (地 10)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	特定国立研究開発法人(仮称)への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとす。 法人税について当該措置が認められた場合、地方法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、特定国立研究開発法人(仮称)への個人からの寄附金について、税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。 (※)「特定国立研究開発法人(仮称)」とは、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)において、世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人として位置づけられ、別法で定められる法人を指す。
3	担当部局	内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定国立研究開発法人(仮称)について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 ○「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定) 法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予想できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。加えて、各法人への寄付の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進める。 ○「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日自民党 科学技術・イノベーション戦略調査会) 全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のため寄附税制を拡充すべき。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 8. 科学技術・イノベーション政策の推進 【施策】 ②科学技術イノベーション創造の推進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による特定国立研究開発法人(仮称)の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで1.4倍(約232百万円)(对本租税特別措置等前比)とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。 (※)過去に、特定国立研究開発法人(仮称)と同様に公共性の高い法人である学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが期待できることから、過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額166百万円が、1.4倍に増加するものとして試算。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本租税特別措置の対象となる特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入の伸び率」と、「他の国立研究開発法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による特定国立研究開発法人(仮称)の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 特定国立研究開発法人(仮称)の対象法人候補である2法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される。 法人：平成28年度 33法人 平成29年度 40法人 平成30年度 47法人 個人：平成28年度 47人 平成29年度 58人 平成30年度 68人 ※推計方法は、別添の「特定国立研究開発法人(仮称)への寄附に係る税制措置に伴う適用見込みの試算について」を参照。 ② 減収額 特定国立研究開発法人(仮称)の対象法人候補である2法人において、 平成28年度 国税：▲12百万円 地方税：▲6百万円 平成29年度

			<p>国税： ▲13 百万円 地方税： ▲7百万円 平成 30 年度 国税： ▲14 百万円 地方税： ▲8百万円</p> <p>※推計方法は、別添の「特定国立研究開発法人(仮称)への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について」を参照。</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年度～30 年度)</p> <p>租税特別措置等により、特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年度～30 年度)</p> <p>租税特別措置等により、特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が 1.4 倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年度～30 年度)</p> <p>特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、特定国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 28 年度～30 年度)</p> <p>減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が 1.4 倍(件数は 1.8 倍)に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが期待できる。</p> <p>この結果、22 百万円の税収減となるものの、特定国立研究開発法人(仮称)が得られる寄附金額の増は 66 百万円(※)となり、多様な財源の確保を図ることにより研究開発の着実な推進が可能となる。これにより、我が国におけるイノベーションの創出に寄与し、生産性の向上や産業競争力の強化、国民の安全・安心の確保等に貢献する。</p> <p>これまで、特定国立研究開発法人(仮称)の候補となっている法人では、開発したハードディスク用磁気ヘッドが世界シェア 100%(2013 年)を獲得、世界初の iPS 細胞を用いた網膜の再生医療の実施等の成果があがっている。</p> <p>(※)過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額 166 百万円が、1.4 倍に増加するものとして試算</p>	
9	相当性	①	租税特別措置等によるべき 特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う企業や個人に対するインセンティブ(寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政

		妥当性等	策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。 現在も、研究開発を行う独立行政法人に対する寄附金は、国からの補助金等と相まって、研究開発の推進に活用されており、自己収入確保の手段として重要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	特定国立研究開発法人(仮称)においては、寄附金収入は、民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進に用いられる。一方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて特定国立研究開発法人(仮称)に措置されるものである。 本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を拡充することができる 双方の資金が相まって、特定国立研究開発法人(仮称)は、幅広いイノベーション創出に貢献することが可能となる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	特定国立研究開発法人(仮称)については、地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となり、世界トップレベルの研究開発成果を生み出すことが期待されている。特定国立研究開発法人(仮称)の寄付収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置に伴う
適用見込みの試算について

【適用見込み】

○指定寄附金化に伴う適用見込み

平成 28 年度 33 法人

平成 29 年度 40 法人

平成 30 年度 47 法人

○税額控除の導入に伴う適用見込み

平成 28 年度 47 人

平成 29 年度 58 人

平成 30 年度 68 人

【①指定寄付金化】

1. 特定国立研究開発法人（仮称）への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去 5 年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成 25 年度分）に基づき試算した。

2. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人数は 419,604 法人で、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人数は 56,008 法人であり、全法人数の 13.3%（※ 1）を占めている。一方、特定国立研究開発法人（仮称）の対象候補である 2 法人に対する法人寄附について、過去 5 年間の寄附件数の平均は 198 件（※ 2）であり、当該法人の内訳も同様と仮定し、また、寄附募集努力等により、3 年後に 1.8 倍に寄附件数が増加すると仮定（※ 3）すると、各事業年度における指定寄附金化による適用事業者数は、

平成 28 年度：198 法人 × 0.133 × 1.26 ≒ 33 法人

平成 29 年度：198 法人 × 0.133 × 1.53 ≒ 40 法人

平成 30 年度：198 法人 × 0.133 × 1.80 ≒ 47 法人

と推計される。

（※ 1） $56,008/419,604=0.133$

（※ 2）2 法人の年度ごとの寄附件数は、H22：204 件、H23：178 件、H24：211 件、H25：203 件、H26：196 件

（※ 3）税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成 25 年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：183,675 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの寄附金控除額を計算した。（表 1 参照）

<表 1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたりの寄附金控除額 (推計)(円)	表2の対応
a	～150万円	11,818	6.4%	375	31,731	—
b	～300万円	30,894	16.8%	1,151	37,256	あ
c	～500万円	27,895	15.2%	1,381	49,507	い
d	～800万円	26,449	14.4%	1,750	66,165	う
e	～1,000万円	11,414	6.2%	957	83,844	え
f	～2,000万円	33,648	18.3%	4,290	127,496	お
g	2,000万円～	41,557	22.6%	22,575	543,230	か
合計		183,675		32,478		

(※) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある

<表 2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%—97,500円
う	330万円～695万円	20%—427,500円
え	695万円～900万円	23%—636,000円
お	900万円～1800万円	33%—1,536,000円
か	1800万円～	40%—2,796,000円

2. 特定国立研究開発法人（仮称）の対象候補である2法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である53件（※1）の所得階級の内訳が、表1の割合（％）と同様と仮定すると、

- a:3.4人、b:8.9人、c:8.1人、d:7.6人、e:3.3人、f:9.7人、g:12人
 となる。このうち、税額控除を選択することになる人数については、
- ・ 表中a（表2の「一」に該当）の階層は、所得税非課税のため除外
 - ・ g（表2の「か」に該当）については、税額控除を選択しても減税とならない（税額控除率と所得税率が40％と同率）ため除外
- となり、残りのb～fの階層が税額控除を選択すると仮定する。

（※1）2法人の年度ごとの寄附件数は、H22: 43件、H23: 54件、H24: 48件、H25: 63件、H26: 59件

3. 税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、各々の階級の寄附件数が1.8倍に増加する（※2）と仮定すると、適用見込み人数は、

平成28年度: $(b+c+d+e+f) \times 1.26 = (8.9+8.1+7.6+3.3+9.7) \times 1.26 \approx 47$ 人
 平成29年度: $(b+c+d+e+f) \times 1.53 = (8.9+8.1+7.6+3.3+9.7) \times 1.53 \approx 58$ 人
 平成30年度: $(b+c+d+e+f) \times 1.80 = (8.9+8.1+7.6+3.3+9.7) \times 1.80 \approx 68$ 人

と推計される。

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について

【減収見込額（総額）】

- 平成28年度 国税：12百万円、地方税：6百万円
 平成29年度 国税：13百万円、地方税：7百万円
 平成30年度 国税：14百万円、地方税：8百万円

① 指定寄附金化に伴う減収見込額

- 平成28年度 17百万円（国税：11百万円、地方税：6百万円）
 平成29年度 19百万円（国税：12百万円、地方税：7百万円）
 平成30年度 21百万円（国税：13百万円、地方税：8百万円）

② 税額控除の導入に伴う減収見込額（国税のみ）

- 平成28年度 0.6百万円
 平成29年度 0.7百万円
 平成30年度 0.8百万円

【①指定寄附金化】

1. 特定国立研究開発法人（仮称）への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成25年度分）に基づき試算した。

2. 特定国立研究開発法人（仮称）の対象候補である2法人（理化学研究所及び産業技術総合研究所）に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である142,421千円（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、3年後に1.4倍に寄附額が増加すると仮定（※2）して、各事業年度の法人寄附金見込額を算出する。

（※1）2法人の年度ごとの寄附金額は、H22: 118,381千円、H23: 108,274千円、H24: 186,611千円、H25: 183,707千円、H26: 115,131千円

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

（法人寄附金見込額）

平成28年度: 142,421千円 × 1.133... = 161,410千円（約161百万円）
 平成29年度: 142,421千円 × 1.266... = 180,400千円（約180百万円）
 平成30年度: 142,421千円 × 1.40 = 199,389千円（約199百万円）

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は698,590百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は184,512百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)

$$184,512 \text{ 百万円} \div 698,590 \text{ 百万円} \times 100 = \underline{26.4\%}$$

4. これらをもとに、特定国立研究開発法人(仮称)に移行予定の2法人に係る減収見込額を算定する。

【平成30年度における減収見込み額】

○ 国税分

・法人税 $199 \text{ 百万円} \times 26.4\% \times 23.9\%$ (税率) \doteq 12.6百万円

※ 税率は、普通法人に対する法人税率

・地方法人税 $12.6 \text{ 百万円} \times 4.4\%$ \doteq 0.6百万円

※ 税額は、法人税額の4.4%。

○ 地方税分

・法人住民税

(法人税割) $12.6 \text{ 百万円} \times 12.9\%$ \doteq 1.6百万円

※税率は、総務省指定の率。

・法人事業税所得割(収入割)(特別税含む。)

(A. 法人事業税所得割(収入割)の減収額)

$199 \text{ 百万円} \times 26.4\% \times 5.1\%$ \doteq 2.7百万円

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$2.7 \text{ 百万円} \times 115.0\%$ \doteq 3.1百万円

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を法人事業税所得割(収入割)の減収額(特別税含む。)とする。

$2.7 \text{ 百万円} + 3.1 \text{ 百万円} \doteq$ 5.8百万円

・法人事業税(付加価値割)

$199 \text{ 百万円} \times 26.4\% \times 0.56\%$ \doteq 0.3百万円

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

5. 以上、減収見込み額(指定寄附金化による)は、以下の通り。

○ 国 税 : $12.6 \text{ 百万円} + 0.6 \text{ 百万円} \doteq$ 13百万円

○ 地方税 : $1.6 \text{ 百万円} + 5.8 \text{ 百万円} + 0.3 \text{ 百万円} \doteq$ 8百万円

6. 同様に、平成28年度、平成29年度における減収見込み額を推計すれば以下のとおり。

平成28年度 国税 : 11百万円 地方税 : 6百万円

平成29年度 国税 : 12百万円 地方税 : 7百万円

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成25年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：183,675人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたりの寄附金控除額(円)	表2の対応
a	～150万円	11,818	6.4%	375	31,731	—
b	～300万円	30,894	16.8%	1,151	37,256	あ
c	～500万円	27,895	15.2%	1,381	49,507	い
d	～800万円	26,449	14.4%	1,750	66,165	う
e	～1,000万円	11,414	6.2%	957	83,844	え
f	～2,000万円	33,648	18.3%	4,290	127,496	お
g	2,000万円～	41,557	22.6%	22,575	543,230	か
	合計	183,675		32,478		

(※) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

(計算式)

$$\text{税額控除額} - \text{所得控除額} = \text{各所得階層1人当たりの減収見込額}$$

a→所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されることがないため）

$$b \quad 37,256 \times 0.4 - 37,256 \times 0.05 = 13,040 \text{円}$$

$$c \quad 49,507 \times 0.4 - 49,507 \times 0.1 = 14,852 \text{円}$$

$$d \quad 66,165 \times 0.4 - 66,165 \times 0.2 = 13,233 \text{円}$$

$$e \quad 83,844 \times 0.4 - 83,844 \times 0.23 = 14,253 \text{円}$$

$$f \quad 127,496 \times 0.4 - 127,496 \times 0.33 = 8,925 \text{円}$$

$$g \quad 543,230 \times 0.4 - 543,230 \times 0.4 = 0 \text{円}$$

※gは、差額0円

特定国立研究開発法人（仮称）に移行する予定の2法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である53件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、3年後の寄附件数が1.8倍に増加すると仮定（※2）して2法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。（※1）2法人の年度ごとの寄附件数は、H22：43件、H23：54件、H24：48件、H25：63件、H26：59件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数

$$\text{平成28年度} : 53 \times 1.26 \approx 67 \text{ (人)}$$

$$\text{平成29年度} : 53 \times 1.53 \approx 81 \text{ (人)}$$

$$\text{平成30年度} : 53 \times 1.80 \approx 95 \text{ (人)} \quad \text{となる。}$$

【平成30年度における減収見込み額】

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a→ 所得税非課税のため算出しない

$$b \quad (95 \text{人} \times 16.8\%) \times 13,040 \text{円} \approx 208,118 \text{円}$$

$$c \quad (95 \text{人} \times 15.2\%) \times 14,852 \text{円} \approx 214,463 \text{円}$$

$$d \quad (95 \text{人} \times 14.4\%) \times 13,233 \text{円} \approx 181,027 \text{円}$$

$$e \quad (95 \text{人} \times 6.2\%) \times 14,253 \text{円} \approx 83,950 \text{円}$$

f (95人×18.3%)×8,925円 ≒155,161円

g →減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した 842,719円≒0.8百万円が減収見込額となる。

同様に、平成28年度、平成29年度における減収見込み額を推計すれば以下のとおり。

平成28年度：594,339円≒0.6百万円

平成29年度：718,529円≒0.7百万円

⇒ ①(指定寄附金化による減収見込み額)、②(税額控除の導入による減収見込み額)を合計した各事業年度の減収見込み額は以下のとおり。

平成28年度 国税：12百万円、地方税：6百万円

平成29年度 国税：13百万円、地方税：7百万円

平成30年度 国税：14百万円、地方税：8百万円

